

# 安全就業のために

## 安全心得 10ヶ条

**1** 作業は安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないようにしましょう。

**2** 器具類は使用する前に必ず点検しましょう。

**3** 服装・履物は作業にあった動きやすいものにしましょう。



**4** 作業前には準備体操をして体をほぐしましょう。

**5** 加齢による、諸機能の低下を十分に認識し、無理のないようにしましょう。

**6** 就業現場は常に整理整頓を心がけましょう。

**7** 共同作業では、合図・連絡を正確に行いましょう。

**8** 酒気を帯びての就業は絶対にやめましょう。



**9** 健康には常に注意し、健康な状態で就業するようにしましょう。

**10** 就業の前日は、十分に睡眠をとるように心がけましょう。



# 安全就業はすべてに優先します

センターにとって「安全就業」は、最も優先すべき基本方針です！  
傷害事故や健康傷害が起こらぬよう、全会員が健康管理に留意し、交通安全を守り、安全就業に取り組むことが大切です。

センターでは、会員の安全就業のため、安全・適正就業推進委員会が中心となり、会員や職員の安全就業に対する意識の向上に取り組んでいます。センターの安全就業基準並びに安全心得を遵守し就業してください。

しかし、万が一事故が起きた場合の為に、入会と同時に全会員がシルバー人材センター保険に加入します。

センターが提供する仕事（請負・委任）をしているときや、就業先への往復途中に万が一事故が起きた場合は、「シルバー人材センター団体傷害保険」及び「シルバー人材センター総合賠償責任保険」が適用されます。

## ケガをしたとき！

各自の**健康保険証**を使い、医師の治療を受けてください。



事故状況を早急にセンターへ連絡してください。



ケガの治療に専念してください。



ケガの完治または、入院・通院期間 180 日が過ぎた場合は、センターに連絡してください。団体傷害保険金の請求の手続きを行います。



## 損害をあたえたとき！

事故状況を早急にセンターへ連絡してください。

**緊急連絡先は、会員証と一緒に持ち歩きましょう！**



当事者との具体的なお話し合いはセンターが当たります。

**会員の勝手な判断による発言や行動は絶対にしないでください。**



センターが総合賠償責任保険の手続きを行います。

# シルバー人材センター団体傷害保険

## 傷害保険

センターから提供された仕事（請負・委任）をしているときの傷害事故に適用される保険です。

会員と発注者や会員とセンターとの間には雇用関係がないので  
労災保険（労働者災害補償保険）の適用はありません。

### 1. 保険金が出るとき

- ① センターからの仕事に従事中的の傷害
- ② 仕事に従事するために、指定された場所と自宅との通常経路の往復途上での傷害
- ③ センターの主催する講習会・総会等に参加中、及びその場所と自宅との通常経路の往復途上での傷害。

### 2. 保険金が出ないとき

- ① 故意による事故
- ② 飲酒時や違法行為の事故
- ③ 脳疾患、疾病、心身喪失、腰痛等

※保険適用の査定は保険会社が行います。

※上記以外でも査定により適用にならない場合があります。

※就労中の車両事故の発生により生じた人身事故は対象外です。



### 3. 保険金（限度額）

種類	保険金額	保険金適用期間
死亡	1名につき600万円	事故が原因で、事故日から180以内に死亡した場合
入院	1日あたり5,000円	事故日から180日以内
通院	1日あたり3,000円	事故日から180日以内の90日が限度

※上記保険金額等は、平成31年4月1日現在のものです。

※診断書発行手数料は、当事者会員の負担となります。

# シルバー人材センター総合賠償責任保険

## 賠償責任保険

会員が就業活動（請負・委任）の中で、事故により第三者に損害を与えた場合、センターが、法律上の賠償責任を負うことになるリスクをてん補する保険です。

### 1. 保険金が出るとき

#### ① 請負業者特約事項

会員が就業中に他人の身体や財物に損害を与え、センターが法律上の賠償責任を負うことになったとき。

#### ② 生産物特約事項

会員が行った仕事にミスがあったため、作業終了後に他人の身体や財物に損害が発生し、センターが、賠償責任を負うことになったとき。

#### ③ 受託者特約事項

会員が管理している他人の財物に損害が生じ、センターが、賠償責任を負うことになったとき。

### 2. 保険金が出ないとき

- ① 故意による事故
- ② 当事者同士の事故
- ③ 飲酒時や違法行為の事故
- ④ 車両運転中の事故



※保険適用の査定は保険会社が行います。

※上記以外でも査定により適用にならない場合があります。

※就労中の車両事故の発生により生じた人身事故は対象外です。

### 3. 保険金（限度額）

種類	保険金額
請負	身体賠償 1名につき3,000万円／1事故につき1億円 財物賠償 1事故につき1,000万円
免責	10,000円

※上記保険金額等は、令和6年4月1日現在のものです。

※事故の状況によっては、その賠償の一部を会員が負担することがあります。

# センターの活動に積極的に参加しよう

## 未経験の仕事にもチャレンジしてみよう！

センターにはいろいろな仕事があり、自分でしたいと思う仕事に就ければよいのですが、自分が希望する仕事がない場合もあります。このような時は、他の仕事にもチャレンジしてみる事です。あなたにとって新しい就業の分野が開かれるかもしれません。センターでは、このような会員のために各種技能講習会を行なっています。



## センター事業にも参加しよう！



県や市主催のイベントを通し、会員が「昔なつかしい遊び」を子ども達に伝承していく活動や鶴岡公園の清掃・カーブミラー清掃のボランティア活動等で地域社会に貢献しています。働くだけでなく、いろいろな事業に積極的に参加してください。

## 地域の組織活動に取り組もう！

センターでは地域ごとに地域班を設けています。地域班には班長がおり、毎月1日発行の事務局だよりの配布、総会等各種事業の会員参加の取りまとめ、地域懇談会の開催を行ない、理事とともに地域のリーダーとして活躍しています。各地域で特色ある活動を行なっていますので、地域活動にもぜひ参加してください。

